



正副会長の活動状況

— 会務報告 —

日本弁理士会副会長

吉田 倫太郎

1. はじめに

令和5年度日本弁理士会副会長を務めております、吉田倫太郎です。宜しくお願いいたします。

令和5年度の日本弁理士会は、将来の安定性を確保するための礎を築くことをスローガンに挙げております。これからの中長期において、知財業務を活性化させ、組織を強化し、弁理士人材を育成・強化することを事業計画とし、事業計画を実行するために、委員会などの会務をリアルで行なっております。

委員会などをリアルで開催することにより、久しぶりに会員の皆さんと会うことができ安心したとか、対面で話をする事で多くの新しい情報を得たとか、新しいことを経験できたなどの声をいただいております、喜ばしく感じております。

コロナ禍では、皆様と同じように、私も制限された不自由な思いを感じながら時間を過ごしてまいりました。そのような中で、ふと振り返りますと、WEB会議など新しいツールが定着いたしました。またこれまで非常識と思われていた観念を刺激する新しい技術や新しい製品・商品が市場に出回っております。そういたしますと、不自由な中でもしっかりと、テクノロジーは進歩し、新しいデザインが生まれ、ブランド力の高い商品が作られていることを感じ取ることができ、逞しさを感じます。希望の光を見ることができます。

日本弁理士会は、これまで以上に、会員の皆様のご協力を賜りながら会務活動を進めてまいりたいと存じます。

そのため、誌面をお借りし、私が担当する附属機関・委員会をご紹介させていただきたいと存じます。

私が、主に担当する附属機関・委員会は、「東北会」、「研修所」、「継続研修履修状況管理委員会」、「防災会議」、「弁理士推薦委員会」、「不服審議委員会」、「会員活動活性化ワーキンググループ」です。

2. 活動報告

【研修所】

研修所は、継続研修、能力担保研修、実務修習、倫理研修などの必須研修のほか、弁理士育成塾、知財ビジネスアカデミーなどの研修を企画運営する組織です。

今年は、研修所所長、11名の副所長、88名の運営委員が在籍しており、「実務修習部」、「実務養成研修・弁理士育成塾・知財ビジネスアカデミー運営部」、「継続研修企画・運営部」、「継続研修管理部」、「継続研修審査部」、「能力担保・倫理研修部」の6個の部会に分かれております。

研修所では、研修を通して弁理士としての能力研鑽のために、基礎から応用までの幅広い弁理士業務をテーマにした研修を開催しております。それだけでなく、社会が弁理士に期待している、知財評価、知財コンサル、新しいテクノロジー等のテーマを研修所の担当部会が選定し、多くの会員のためになる研修を多く企画しております。

今年は特定侵害訴訟代理業務の付記制度が発足して20年目の年です。そのため、特定侵害訴訟代理を弁理士に担保するための能力担保研修に携わった法曹（弁護士、判事など）、弁理士の方々にお集まりいただき懇談会を開催いたしました。さらに、能力担保研修で利用する映像教材の刷新もいたしました。

日本弁理士会としても、集合研修、e-ラーニング研修、ライブ配信研修に加え、新たな研修方法を確立しております。

【継続研修履修状況管理委員会】

本委員会は、会員の継続研修の履修状況を管理し、未履修者に対して受講勧告を行っています。

継続研修は弁理士会会則（会則第 17 号）57 条に規定されており、具体的な手続は、継続研修履修状況管理規則（会令第 89 号）及び継続研修実施細則（内規第 94 号）に規定されています。

研修期間内に所定の研修単位を履修しなかった者には受講勧告書が送付され、説明書の提出が認められ、やむを得ない理由がある場合には保留期間内に不足分を履修することにより受講完了となります。他方、保留期間内に履修完了しないなどの場合には、処分予定通知が送付され、弁明書の提出が認められます。

また弁明の機会後、やむを得ない理由があり、保留期間内に履修完了できないなどの一定の場合には、会長に義務不履行者の報告がなされ、その後は、会員処分のための調査対象となります。

病気等で履修が困難な場合には、上述したような救済措置（やむを得ない理由、保留期間）がございます。救済措置の対象となるか否かについては、会員課にご相談ください。

【防災会議】

防災会議は、日本弁理士会の防災体制の整備及び災害発生時の対応を策定することを目的としています。

本年度は、防災訓練の検討・実施、防災マニュアルや災害時の行動に関する to do リストの随時見直し、防災備品の検討・整備及び日本弁理士会の災害時用 HP の改善等を行っています。

この執筆は 7 月に行なっておりますが、今年の 5 月は、各地で大きな地震が発生しており、6 月・7 月は、地震の他にも、線状降水帯が九州、中国、四国地方等に亘って連続的に発生し、大雨による土砂災害、河川の氾濫等が発生いたしました。防災会議では、その都度、災害地域における会員の安否確認の要否を検討し、必要により対象会員への安否確認を行っています。

今年は、関東大震災発生から 100 年目となります。改めて、防災意識を会員に意識していただけるような事業を進めて参ります。

【弁理士推薦委員会】

外部の他の団体などから弁理士の推薦の依頼を受けた際に、推薦依頼要項に応じた募集を行い、適任の弁理士を推薦する活動を行っています。

弁理士推薦委員会を担当しておりますと、特許庁、裁判所、その他の外部団体から弁理士に対する期待が大きく、知財に対する興味が強いことを感じます。日々、弁理士としての業務に努めていますと、弁理士業務のみにとらわれるのではなく、広い視野をもって、多くの社会的な期待に応えられる道筋を見つけるヒントが得られるという点でとても有意義な委員会です。

【東北会】

東北会は、東北 6 県（青森県、秋田県、岩手県、宮城県、山形県、福島県）に事務所を置く弁理士によって構成されている、日本弁理士会の地域組織です。89 名（うち弁理士法人 4、2023 年 5 月 18 日現在）の弁理士が所属しており、地域に根差した知的財産権制度の普及に努めています。

東北会では、弁理士の存在感を向上させるために、東北会が主体的に実施する知的財産普及活動を引き続き実施するとともに、東北各地での知的財産相談会を開催しております。さらに、他の地域会との連携及び交流を通じて、東北会の活動の充実を図っております。

今年の重点事業といたしましては、(1) 地域に根差した知的財産普及活動、(2) 東北各地での知的財産相談会の開催、(3) 6 地域会連携会議の開催を挙げております。その中で、6 地域会連携会議では、北海道会、東北会、北陸会、中国会、四国会、九州会の 6 地域会による連携会議を開催し、小規模地域会に特有の課題や情報を共有することとしております。

【会員活動活性化ワーキンググループ】

本年度の日本弁理士会では、重点施策の1つとして会員活動の活性化を挙げており、このワーキンググループはその活性化を実現することを目標に立ち上げたグループです。

これまで、会務活動に参加していない会員に、委員会等への参加を促進することを大きな目標としており、また継続的に委員会等にご協力して頂ける仕組みを検討・企画・実行しております。

このワーキンググループでは、尖ったメンバで、画期的な企画、これまで実現できなかった企画を積極的に行なうため、全てのメンバを公募で募り、選定いたしました。これは、過去にない画期的なことです。そのかいもあり、ワーキンググループ内では活発な意見交換を行なっております。

このワーキンググループでは、多才な人材が日本弁理士会の会務に積極的にご参加をいただける環境をすることで、中長期的な観点から、組織力を強化し、弁理士人材の育成・強化につなげられるようにしたいと考えております。

3. おわりに

本年度の執行役員会が始動し、3ヵ月が経過しました。様々な附属機関・委員会に携わらせて頂きましたが、副会長としての会務活動の方が多岐にわたることを感じる共に、責任も重く感じております。また、会務活動は、会員の皆様のご協力の下で成り立っておりますので、これまで以上のご協力を賜りたいと存じます。また、コロナ禍で得た新しいツールや経験を活かしながら、これからの中長期の躍動の先導役として活動していきたいと存じております。今後とも、宜しくお願い申し上げます。

以上